

埼玉県立大学G P A制度に関する要綱

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、成績評価の厳格化を推進し、教育活動の説明責任を果たすため、埼玉県立大学保健医療福祉学部（以下「学部」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（以下「G P A」という。）制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(成績評価に対するG P)

第2条 埼玉県立大学履修規程（平成22年4月1日規程第105号。以下「履修規程」という。）

第9条第3項の表に定める成績の評価に対するグレード・ポイント（以下「G P」という。）の関係はそれぞれ次の表のとおりとする。

評価	G P
S	4
A	3
B	2
C	1
D	0

(G P Aの算出方法)

第3条 G P Aの計算式は次のとおりとし、小数点第3位以下の数値は切り捨てるものとする。

$$G P A = \frac{(\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目で得たG P}) \text{の合計}}{\text{履修登録した授業科目の単位数} \text{の合計}}$$

(G P Aの対象となる授業科目)

第4条 G P Aの対象となる授業科目は、学部の全ての授業科目とする。

2 埼玉県立大学学則（平成22年4月1日規則第1号。以下「学則」という。）第64条から第66条の規定により学部における授業科目の履修によって修得したものとみなすこととしたものについては、G P Aの対象としない。

3 履修規程第10条の規定により学生が再履修した授業科目については、再履修前に得たG Pを再履修後に得たG Pに置き換えるものとする。

(成績簿及び成績証明書への記載)

第5条 成績簿に記載するG P Aは、学期ごとの値、年度ごとの値及び入学後の累積の値（以下「累積G P A」という。）とする。

2 成績証明書に記載するG P Aは、累積G P Aとする。ただし、学生の申出により、G P Aを記載しないことができる。

(G P Aに関する情報の周知等)

第6条 大学は、学生に対し、入学時にG P A制度の仕組み及びその利用方法に関する情報を提供することとする。

- 2 学則第3条第2項に規定する各学科、同条第3項若しくは第4項に規定する各専攻、学則第6条に規定する共通教育科、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年4月1日規則第6号）第21条第1項各号に規定する委員会又は教務委員会科目担当者会に関する要綱第3条に規定する各科目担当者会においてGPAに関する情報を利用しようとする場合は、あらかじめ高等教育開発センター長に承認を得なければならない。
- 3 事務局は、毎学期の学務システムへの成績入力期限後に、全学GPA（在学生の累積GPAの平均の値）等の値を算出し高等教育開発センター長に報告する。
- 4 高等教育開発センター長は、必要に応じて前項の値を公開することができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、GPAの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成28年4月1日前の入学者（平成30年4月1日前の3年編入学者を含める。）については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項の規定による改正後の第2条の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの入学者（編入学生にあつては平成30年4月1日から令和3年3月31日までの入学者）の履修規程第9条に定める成績の評価と、学生が各授業科目で得た評点に対するGPの関係は、それぞれ次のとおりとする。

評価	学生が各授業科目で得た評点	GP
優	90点以上	4
	80点以上90点未満	3
良	70点以上80点未満	2
可	60点以上70点未満	1
不可	60点未満	0

附 則

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。